

補装具を作成した場合の子ども医療費助成の申請方法について

医師の指示により、お子さんが健康保険を利用して作成した補装具（治療用メガネ、コルセット等）の費用の自己負担分を助成します。

補装具はいったん医療費の全額を自己負担していただくため、下記の手順に従って償還払いの手続きを行ってください。

1. 加入している健康保険へ保険適用分の療養費の申請を行う

《必要書類》

- ・領収書
- ・医師の指示書、装具装着証明書など（補装具作成時に受け取った書類）
- ・療養費支給申請書

※子ども医療費の請求のために必要となるため、提出前に必ずコピーをとってください。

※その他詳しくは加入の保険者または職場へお問い合わせください。

2. 健康保険から療養費の支給を受ける

保険適用となる療養費（7割または8割）がご加入の保険者から支給され、「支給決定通知書」を受け取ります。

3. 子ども医療費助成の請求を行う

下記の必要書類を子育て・福祉推進課または各支所へご提出ください。

《必要書類》

- ・領収書（コピーでも可）
- ・医師の指示書、装具装着証明書など（コピーでも可）
- ・療養費の支給決定通知書（原本）
- ・子ども医療費助成金支給請求書

4. 子ども医療費助成金の支給

申請書類にて保険者からの療養費の支給を確認したあと、保険適用分のうちの自己負担分を償還払いでお支払いします。

助成金は原則として申請をした月の翌月末に登録口座へ振り込みとなります。

決定通知はお送りしていませんので、記帳等でご確認ください。

【お問い合わせ】

甲州市役所 子育て・福祉推進課 子育て福祉担当
TEL 0553-32-5081（直通）